

第19回 原子力災害対策本部会議
第6回 東日本大震災復興対策本部会議
第18回 緊急災害対策本部会議
議事概要

1. 日時

平成23年8月26日（金）7：10～7：55

2. 場所

官邸4階大会議室

3. 構成員等

本部長：菅直人内閣総理大臣

副本部長：海江田万里経済産業大臣・原子力経済被害担当

事務総長：細野豪志内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、原子力損害賠償支援機構）・節電啓発等担当・原発事故の収束及び再発防止担当

本部員等：片山善博総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・地域活性化担当、江田五月法務大臣・環境大臣、松本剛明外務大臣、野田佳彦財務大臣、高木義明文部科学大臣、細川律夫厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、大島章弘国土交通大臣・海洋政策担当、北澤俊美防衛大臣＜代理：広田一防衛大臣政務官＞、枝野幸男内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策行政刷新）、中野寛成国家公安委員会委員長・公務員制度改革担当・拉致問題担当、自見庄三郎郵政改革担当・内閣府特命担当大臣（金融）、玄葉光一郎国家戦略担当・内閣府特命担当大臣（「新しい公共」、科学技術政策）・宇宙開発担当、与謝野馨閣府特命担当大臣（経済財政政策、少子化対策、男女共同参画）・社会保障・税一体改革担当、平野達男東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣（防災）、松下忠洋経済産業副大臣、伊藤哲朗内閣危機管理監 等

※本部員ではないが、本部会合には原子力安全委員会委員長が出席する。

4. 配布資料

- ・除染推進に向けた基本的考え方（案） 平成23年8月26日（原子力災害対策本部）
- ・除染に関する緊急実施基本方針（案） 平成23年8月26日（原子力災害対策本部）
- ・除染実施に関する基本的考え方
- ・推定年間被ばく線量の推移
- ・市町村による除染実施ガイドライン 平成23年8月26日（原子力災害対策本部）
- ・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について 平成23年7月19日（原子力安全委員会）
- ・東日本大震災復興対策本部資料

5. 議事概要（原子力災害対策本部関係）

○枝野幸男内閣官房長官から開会を宣言。

(1) 除染に関する緊急実施基本方針(案)について

○原子力災害対策本部として細野豪志原発事故担当大臣から「除染に関する緊急実施基本方針(案)」について資料に沿って説明。

○玄葉光一郎国家戦略担当大臣から「除染であるが、今細野大臣がおっしゃったように、福島県の未来というよりは、世界が注目をしている、それだけにこの任務の誠実さと、最先端技術でやりぬくかということに尽きると思う。それと、スピードが大事で、3次補正予算を待って実施するというのでは全く期待外れであるので、そのために8000億の予備費を第2次補正予算に積んだ経緯がある。しっかり予備費を使うということを決めていただきたい。最終的には当然閣議ということになるが、政調会長としても、最後に申し上げたい。」との発言。

○大畠章宏国土交通大臣から「『国は責任を持って除染を行う』とあるが、『国』とはどこなのか。原災本部なのか、環境省なのかははっきりすべきだ。」との発言。

○江田五月環境大臣から「環境省としては、原子力災害対策本部、各府省と協力しつつ、緊急実施基本方針に基づく応急措置を速やかに進めていくという決意であって、本日、議員立法の放射性物質汚染対策特別措置法が成立をすると期待をしているが、成立すると直ちに必要な政省令の制定などの施行準備を進め、汚染された廃棄物、土壌等の除染処理に取り組みたいと思う。」との発言。

○高木義明文部科学大臣から「これまでも、子供に対する被ばくを低減する方向で取組を進めている。具体的には、校庭の土壌の、モニタリングの強化等を行い、被ばく線量が年間1mSv以下になるよう頑張ってきている。廃棄物の処分は各省縦割りでは進まないで、環境省が一元的に責任を持って実施すべき。この点は放射性物質汚染対策特別措置法案の基本方針にもきっちり書くべき。」との発言。

○鹿野道彦農林水産省大臣から「10万ベクレルを超える稲わらがまだ農家にある。稲わらの放射線量が相当高いところについては、除染以前の話として、すぐに本部として対応する必要がある。」との発言。

○菅直人内閣総理大臣から「稲わらの焼却等はどこの省庁が行うのか。フィルターを付けて焼却するなどやり方はあると思う。」との発言。

○細野豪志原発事故担当大臣から「稲わらに限らず、放射性物質を含んだ様々な廃棄物の処理が進んでいない。それぞれの自治体の理解がまだ十分にされていない状況である。作業を急ぎたいと思う。稲わらについては堆積容積も大きく高線量のものも一部あるので、それも含めて重要性を認識している。」との発言。

○枝野幸男内閣官房長官から「それでは、稲わらの処理については、細野大臣を中心に、環境省と農水省で速やかに進めていただきたい。」との発言。

○その後、原子力災害対策本部として「除染推進に向けた基本的考え方(案)」及び「除染に関する緊急実施基本方針」を本案の通り決定した。

(2) 国際社会への継続的な情報提供について

○細野豪志原発事故担当大臣から「国際社会への継続的な情報提供」について紹介。

- ・9月19日にIAEAの総会がある。
- ・6月のIAEA閣僚会合には、原子力災害の詳細な報告書を提出したが、今回はその報告書をバージョンアップさせて、追加報告としたい。

- 山口壯内閣府副大臣から「前回の報告書では、31の核種が飛散したと書かれていたが、現時点でそれがどうなったのか公表すべきではないのか。」との発言。
- 細野豪志原発事故担当大臣から「IAEAでの報告書には、8月31日までに明らかになったことを記載するという方針でいる。現時点でご指摘の放射線物質の放出の状況が把握できるのであれば、記載する。」との発言。
- 江田五月環境大臣から「災害廃棄物は8月末までにおおむね仮置き場に搬入するという目標について、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村で達成するということが確認できている。平成26年3月末までに搬入した災害廃棄物の処理、処分を進めるが、広域処理の推進や建設資材としての利用にご協力をお願いしたい。」との発言。

(3) 福島県との協議の場の開催について

- 平野達男東日本大震災復興対策担当大臣から「福島県との協議の場の開催について」について資料に沿って説明。

(4) 内閣総理大臣挨拶

- 菅直人内閣総理大臣より、下記のとおり発言あり。
 - ・3月11日の発災から今日まで169日間、対応に取り組んでいただき本当にありがとうございました。復旧復興と原子力事故の収束に全力をそれぞれの立場で働いていただいたことに感謝を申し上げます。
 - ・皆様の努力の結果、当初は被災者の救出、救助、さらには仮設住宅、がれきの撤去、被災者の生活支援などでも着実な進展がみられているところである。また原子力事故も、工程表のステップ1が7月19日に達成され、循環冷却システムによる安定的な冷却も実現している。そういった中で、残された課題も大変大きいものがある。中でも、原子力災害を受けた地域では、放射性物質の除染が今後の大きなカギとなっている。福島の避難所を訪れたときに、自分の街は今、アメリカよりも遠くにあると。アメリカに行くよりも、自分の町に行くことが難しいということをご表現された。今でも頭に強く残っている。そういった中で、本日は、除染に関する緊急実施基本方針を決定いただいた。住民が故郷に戻るための重要な第一歩である。引き続きさまざまな汚染形態に、省庁の壁を越えて総合的に対処する必要がある。また、さらには、地元の声も、福島との協議の場を最大限に活用して十分に受け止めていきたいと思う。
 - ・除染に関する緊急実施基本方針は、詳しく方針も出ているが、大きく言えば、年間20ミリシーベルトを超えるところについて今基本的には避難をしていただいているが、それ以下にしていくことをしっかりと取り組んでいきたい。同時に、年間20ミリシーベルト以下であっても、子供たちを中心に、年間1ミリシーベルトの水準に近づけるように、各自治体、各コミュニティの努力を、国としても全面的に支援する。そういう大きな目標を立てて、個別具体的に対策を進めていただく、ということが方針として出されている。大変膨大な作業になると思うが、自治体とも連携をしながら、特に子供たちについて、安心できる地域に戻していくように、全力を挙げていきたい、あるいはいただきたい、このように思っている。
 - ・加えて、復興のプロセスもいよいよ、復興の主役である市町村自身が復興計画を作って、それらを国の事業の工程表にまとめて、復興事業を本格化する段階に入った。これも先ほ

ど平野担当大臣から詳しい工程表等の考え方について提起をされたところ。いよいよ復興が本格化することで、全力を挙げて、それぞれの市町村の計画作りも含めて、支援をいただきたいと考えている。なお、この3つの会議は、今日は合同であるが、この内閣としてこの3つの対策本部の会議を開催するのは、あるいは今日が最後となろうかと思う。いずれにしても、やらなければならないことは、1分1秒たりとも、間を置くことができない。

- ・この内閣が続く最後の最後まで、全力を挙げていただき、確実に次の内閣に課題をしっかりと引き継いでいただき、そこまではそれぞれ責任をもって対応していただくことを心から願います。

○枝野幸男内閣官房長官から閉会を宣言。

以上

※本議事概要は各種資料等を元に、2012年3月1日に整備。